

令和8年第2回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和8年3月17日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	3月17日午前9時1分宣告（第3日）
出 席 議 員	<p>1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二</p> <p>3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一</p> <p>5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子</p> <p>8 番 山 口 昌 亮 9 番 井 戸 太 郎</p> <p>1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝</p> <p>1 2 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	7 番 植 田 い ず み
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長 西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長 植 田 充 彦</p> <p>教 育 長 上 田 薫</p> <p>理 事 寺 口 浩 代</p> <p>総 務 部 長 山 崎 孔 史</p> <p>住 民 福 祉 部 長 松 本 光 弘</p> <p>事 業 部 長 西 岡 勝 三</p> <p>教 育 部 長 川 西 貴 通</p> <p>政 策 推 進 課 長 浦 井 久 嘉</p> <p>ま ち 未 来 推 進 課 長 岡 田 康 裕</p> <p>総 務 防 災 課 長 福 井 伸 幸</p> <p>住 民 生 活 課 長 木 崎 広 親</p> <p>健 康 保 険 課 長 東 川 美 和</p> <p>都 市 建 設 課 長 松 本 浩 至</p> <p>教 育 委 員 会 総 務 課 長 酒 井 智 志</p> <p>総 務 防 災 課 参 事 吉 田 尚 起</p> <p>総 務 防 災 課 参 事 大 須 賀 芳 雄</p>
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<p>議 会 事 務 局 長 浅 井 利 育</p> <p>主 幹 高 橋 恭 世</p> <p>主 任 川 原 千 幸</p>
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和 8 年 第 2 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 1 7 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	4 番	長良 俊一	1 部活動の地域展開について 2 小・中学校のプール管理・運用について 3 学校図書館の地域開放について 4 共創から始まる交通網の再構築について 5 シティプロモーションについて
2	7 番	植田 いずみ	欠席のため、一般質問は行われませんでした。
3	8 番	山口 昌亮	1 金勝寺から榎原橋の竜田川遊歩道の整備を 2 管理職手当の増額を
4	9 番	井戸 太郎	1 大容量リチウム蓄電池等の廃棄ルールの明確化 と安全対策について 2 国民健康保険税について n e x t s t a g e 3 D X化による議場での機器の使用について
5	1 2 番	馬本 隆夫	1 町有し尿中継地確保について 2 平群町町民栄誉賞条例の制定について 3 住民が求めるコミバスを 4 新庁舎建設について

再 開 (午前 9時01分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

植田議員より、体調不良のため本日と明日の会議を欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和8年平群町議会第2回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

会議の冒頭ではありますが、井戸議員より発言を求められておりますので、許可いたします。井戸議員。

○9 番

本定例会中、3月9日の文教厚生委員会におきまして、議員として品位に欠ける不適切な発言をいたしましたことに対し、深く反省し、おわびを申し上げます。

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号4番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○4 番

皆様、おはようございます。第2回平群町定例会の3月議会において、トップバッターとして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。発言番号1番、議席番号4番、長良俊一です。どうぞよろしく願いいたします。

まずは1番目、部活動の地域展開についてです。

毎定例議会で放課後部活動について質問していますが、本町の現状を鑑み、進めていただいていると感じます。2月16日に平群町総合文化センターくまがしホールで、まち未来シンポジウム「この町で育っていく子ども達の未来に向けて」が開催されました。どの市町村でも様々な課題があると思いますが、

環境を整え、安心安全な活動を推進することは行政の責務と考えます。今後の進め方についてお伺いいたします。

一つ目、部活動の地域展開について。

二つ目、先生方の責務について。

3番目、合同部活動の地域展開について。

4番目、地域クラブを支える公共交通についてです。

続いて、二つ目です。小・中学校のプール管理・運用についてです。

スポーツ庁は、教育委員会が学校のプール管理や水泳授業の民間委託を検討する際に活用できる資料を作成した。自校以外のプールを利用するに当たっては、移動時間を考慮した時間割を学校で編成することや、あらかじめ施設側と安全確保に関する情報共有を行うことを求めている。2月12日付で全国の教委に事務連絡を出した。これは日本教育新聞の2月23日に連載された文章から抽出しました。

学校のプールは夏場の一時期しか使用されず、老朽化で管理コストが増大しているため、給水栓の閉め忘れ事案などが相次いでいます。また、酷暑により計画的な授業の実施も難しくなっているなど、課題が山積しています。小中学校のプール管理の現状をお聞かせください。

続いて、3番目です。学校図書館の地域開放についてです。

学校図書館法は、「学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において一般公衆に利用させることができる」と定めています。本町は、学校施設である体育館施設を避難所と位置づけ、空調設備を整備する予算を計上しました。公共施設は、町民の皆さんの活動の拠点になるところであり、図書館も例外ではありません。昨今、公共施設も複合化の傾向が顕著に感じます。他の市町村では、地域を運営するガバナンス、協治が進んでいます。昨今の本町鑑み、人口動態などの現状を分析し、公共施設のなるほどと思える環境整備が必要と感じます。本町の姿勢をお聞かせください。

続いて、4番目です。共創から始まる交通網の再構築についてです。

民間の事業者だけで地域交通を維持するのは難しく、自治体がコミュニティバスの運行補助金を予算計上し、また、バス事業者に相応の補助負担金を出し、運行ルートを守っているのが現状です。今後も予算や労力などの負担は大きくなることが予想され、なるべく効率的に運行したいと考えることが妥当と考えます。官と民、交通事業者、他分野との組合せといった共創で地域交通の利便性や持続可能性、生産性を高める必要があると考えます。本町の考えをお聞かせください。

最後、5番目です。シティプロモーションについてです。

我々の取り巻く生活環境は、多様化傾向が続いています。本町も、少子・高齢化による人口減少という大きな課題を抱え、地域ブランディングや定住人口、関係人口の拡大を目指し、シティプロモーションに力を注いでいると考えます。様々な工夫を凝らし、話題性などを発信し、注目を集める努力を続けていると考えます。定量的な効果測定で結果を分析し、成果につなげていると察していますが、現状をお聞かせください。

以上5点です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の御質問の1項目めの部活動の地域展開についてお答えをさせていただきます。細かく四つ頂いております。

まず、一つ目です。部活動の地域展開について。令和8年4月から、現在、中学校で休日に活動している体育系・文化系の部活動種目に関しては、既に指導者の確保の見通しが立っている状況であり、実際のクラブ運営に関しましては、くまがしクラブを中心とした地域のスポーツ団体に委託することとなります。

また、現在部活動に所属している1年生から2年生の在校生に対しましては、休日の地域クラブの活動に参加する意思確認を行う予定となっており、希望される生徒に関しては、平日の部活動とは別の地域クラブ活動に参加いただくこととなります。

二つ目でございます。先生方の責務についてということですが。令和8年4月から、休日に行われる地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義の継承、発展をさせながら、義務教育段階の生徒に対してスポーツ・文化芸術活動の機会を提供する公的な性質を有する学校外での活動となります。また、平日については、引き続き学習指導要領における学校教育の一環として、教員等の指導による学校部活動として取り扱うこととなります。

休日の地域クラブと平日の部活動との関係については、令和6年の学習指導要領の見直しで、学校と地域クラブとの間で活動方針等の共通理解など、緊密に連携を図ることとなっております。

それから、三つ目です。合同部活動の地域展開について。競技種目によって平群中学校だけでは試合に参加できる部員がそろわない競技種目があります。他の地域クラブと決められた協定を締結することで、合同チームとして中体連などの大会主催者の試合に参加が可能となります。本町ではサッカー部が以前よりこのような状況になっており、引き続き他町との合同による活動を行って

いくことで計画を進めております。

四つ目であります。地域クラブを支える公共交通についてです。令和6年度より部活動の地域移行を見越して試行実施する中で、部活動の地域移行に御協力を頂いているくまがしクラブが、国の補助を受けて一部バスでの送迎を行った実績がありますが、休日の地域クラブ活動の活動場所は、基本的には学校施設での活動が中心となります。このことから移動手段は従来の部活動と同様に、徒歩や町外での試合などの場合は公共交通機関を利用することを基本と考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

御答弁ありがとうございます。今度の令和8年度から徐々にだと思っておりますけども、さま変わりすることになりました。四つ、一遍にいい形にね、子どもたちが変わったんだなあ実感湧いて、先生方も慣れていくのにも大分時間がかかると思います。1番から4番まで、順番に年度ごとに解消していくのかなとは思いますが、この4点について、もう1回だけ聞かせてください。

まずは、部活動の地域展開についての中でね、平日と休日はもう完全な分離をするような形に僕は聞こえてしまった。ただ、その中で、やっぱり先生方とくまがしクラブで土日、今、どういうふうにするか子どもたちの話を聞いてということでしたら、やっぱり教育部門である教育委員会とくまがしクラブと先生方の連絡は必ず密に取ってやってほしいんです。なぜそんな言い方をするかというと、僕が親であって、自分がクラブ活動をした子どものときに、やっぱり親、先生方以外にもまだ指導者がいて、どっちつかずになったりしたら、何か僕はかわいそうだなという意味で、大人がしっかり子どもを見守るためのコミュニケーションだけは絶対、令和8年度からこういうふうな新しい事業になっても守っていくんだというふうに考えてやってほしいなと思うから、そういうふうな質問をさせていただきました。

続いて2番目です。教育者も子どもたちを預かり、教鞭を執り、午後から自分の得意な部門のクラブ活動の面倒を見てやりたいなというような思いで先生になった方もいらっしゃると思うんです。新しい働き方改革の中で、今、先生方もいろいろ思い悩んでる。また、今まで先生方は自分の得意科目じゃないものを顧問として預かって子どもを指導してきた経緯があります。そういった中で、得意な分野だけで伸ばす教育者という、今、何ていうかな、思い悩んでおられる先生もいてると思うんです。それをね、やはり先生方の中で、僕もとも

と嫌やからよかった、部活動から離れられたという先生もいます。でも、したかったなと思う先生もいらっしゃると思うんです。それがやっぱり情操教育を預かる教育者である心やと思うんです。そういった意味でも、教育部門である教育委員会は、先生方の心をちゃんと導いてあげられるように、お話を聞いてあげるような形を取ってやってほしいんです。それは、令和8年度からこの事業が始まる中で、令和9年、10年、11年と進めば、だんだんだんだん薄らいでいくかもしれませんが、最初の出だしが肝腎だと思って、そういった意味で2番目の質問の答えをもう1回下さい。

続いて3番目、合同部活動の展開についてです。これは、やはり少子・高齢化の波で、一つの学校で子どもたちを一つのスポーツ、サッカーだったら11人、バスケットだったら6人ね、ラグビーだったら15人、最低そんだけの人数が要る中でね、それぞれのポジションに、競争もできない、やはり数をまとめるに当たって、それなりのやはり皆さん、みんなの思いを出し合ってね、その地域で合同でやらざるを得ないこの現状を鑑みて、平群町として、これから子どもたちを預かる、また、令和9年、10年、11年と進んでいく中で、違う話で申し訳ないんですけど、奈良県全体でね、水道が単一化するのと同じように、地域で子どもたちを預かる、そのときに平群町の場所を使ってもらおう。そういった形で僕は平群町が若い子どもや、次の担い手が平群町に行ってみんなでスポーツしたりお友達ができたり、そういった夢を求める場所にしてやってほしい。そういった意味でも、この合同部活動の展開について、令和9年、10年、11年先のことを見据えてどういうふう考えてるか。それを3番目、もう一度教えてください。

最後に4番目、地域クラブを支える公共交通については、春先始まっては、もう6時はまだまだ明るいですが、平群町、11月、12月、1月になると、また冬の様態に入ってきて、4時半ぐらいになると、本当にもう真っ暗になって、しんとした町並みになっています。その中でね、やはり先生方が今まで、放課後、子どもたちと付き合いね、暗くなる前に子どもを帰したりとか、いろんな工夫をされてたと思う。この安心安全を担保するためにも、こうやって、土日と平日の月、火、水、木、金とセパレートしながらも、教育部門としてやっぱり最後、責任を持って見届ける責務が僕はあると思います。そういった意味で、4番目も、総括して、その先どういうふうな実態で平群町の教育委員会はお預かりするんか、そこら辺だけ最後、この4点目、教えてください。

以上四つ、もう一度再質問答えてください。どうぞよろしく申し上げます。

○議長

教育部長。

○教育部長

四つあったんですけども、1点目と2点目について、まとめたような答弁になると思うんですけども、休日と平日の連携をしてほしいということで、これ、先ほど私も答弁させていただいた中で、そのようにするというふうに文科省のほうからも指針でも、ガイドラインにも出ておりますので、もちろんそのようにしていくということになるんですけども、本町の場合、幸いにもですね、教員の方の兼職兼業の希望というのが割とありまして、平日と休日というのはほぼ同じ、ほぼというか、同じ先生が見ていただくような形になると今思っておりますので、その辺の連携というのは取っていけるというふうに考えております。

それから、3点目の合同部活動について、令和9年、10年、11年先のことということなんですけど、これ、一応、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、部員がそろわないという場合については、他町と連携をしていくということを考えられますので、今後、どの種目がどうなるのかというふうなことについては、今のところ分かりませんが、例えばサッカーとかいう種目につきましては、もう全体の子ども、生徒の数が減ってきているということで、各部同士のですよね、部員の取り合いというふうなこともなりかねないということもあるんですけども、過去からもこういった状況が続いている部活動については、もう令和8年度からの部員の募集はもうやらないというふうになっていきますので、ある程度部活の数も減っていくというふうに考えておりますが、いずれにしても、活動をやる上ではですね、そういった合同部活動というのも視野に入れながら、できるだけ活動できるようには努力していきたいというふうには考えております。

それから、最後の公共交通のところで、どのようにあるのかということなんですけど、これにつきましては、基本は学校施設を使いなさいというのが文科省の指示なので、あまりその、あっちゃこっちゃ行くということはないとは思いますが、今、くまがしさんのほうでいろいろ、そういった国の補助を受けられたコースもあるんですけども、この辺の展開につきましても、我々についてもどうなっていくかというのはちょっと分かりかねるところがあるんですけども、いずれにしても、できるだけ安心して活動できるように、地域クラブについては教育委員会のほうである程度責任を持っていかなければいけないというふうには考えております。

以上です。

○議長

長良議員。

○ 4 番

ありがとうございます。今こうやって答弁聞かしていただいて、もう一つだけ再質問させてください。1番、2番、4番目については、もう僕、満足するお答えいただいたんですけども、この合同部活動の、今、体育系のものについてはね、サッカーやったら11人とかね、いろんな人数要るけれども、文化系の分で、こういう、度忘れした、ごめんなさい、ブラスバンド部ね、吹奏楽の子は人数があるようでない。でも、ほかの地域の子どもたちでもね、吹奏楽をやってみたいな、僕は平群町、すごく吹奏楽、頑張ってくれてると思ってるんです。ほかのところでできない、少ない、コラボじゃないですけどもね、学校だってあったら一緒にやりたいというふうに言うたら、教育委員会としてどういうふうな対応をしてあげたいなと考えてるんか、それ、教えていただけますか。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

吹奏楽につきましては、私、ちょっと何人おられたらどれだけできるかというのを理解できてないんですけども、もしそういうふうな現場のほうからの意見があれば、もちろん、ほかとやっていいのか、相手さんのこともありますんで、これは決めつけることはできませんので、そういう意見があるのであれば、議論は内部ではして行って、できるだけ意に沿えるようにはしていきたいと思っておりますけども、ちょっと詳しくは吹奏楽について分かっておらないので申し訳ございません。

○ 議 長

長良議員。

○ 4 番

御答弁、無理やり出さしてるようで申し訳ない、ありがとうございます。僕はね、子どもを預かる、この中学校3年間というのはすごく大事な子どもの成長期やと思うんです。僕も今年、小学校の卒業式、あした、あさってですか、出席させていただきます。中学校の卒業式も出席させていただきました。その中で、やっぱり小学校の子どもたちや中学校で、自分が今、子どもを育てる高校生の子を見たとき、この中学3年間の子どもを導く親の気持ちという意味からね、やはり先生方も一緒やと思うんです。大変難しいと言うたらおかしいですね、思春期でね、反抗的なときもあれば、優しい女の子であったな、男の子であったな、親としても育てがいがあったなと思う時期もいろいろあります。この3年間は平群町にとって大事な未来への礎やと思う。そういった意味でも、

この放課後、他の市町村の子も平群町に向いてもらえるような、そういう施策を考えながら、教育部門としてお預かりする気持ちを忘れずにやってもらいたい。そういった気持ちで、放課後部活動は毎定例議会ごとに質問させていただきました。できる限り平群町に若い子が目を向き、また、ここで育ってる子がよかったな、ここで親が育ててくれてうれしかったなと思えるように導いていただけますように頑張ってください。どうぞよろしく申し上げます。私の質問はこれで結構です。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の2項目めの小中学校のプール管理・運用についてお答えをします。

小中学校に設置されているプールは、いずれも設置から40年以上が経過しており、ろ過器や循環ポンプなどの機械設備の老朽化や、プール槽の塗装剥離が見られます。これまで毎年プール授業を実施できるように、必要に応じて機器の交換や修繕を行ってきました。また、教職員の負担軽減を図るため、令和5年度からはプール槽の清掃業務を外部委託に切り替えております。さらに水の事故防止のため、各学校では監視員等を増員し、子どもたちの安全管理に万全を期しております。引き続きプール授業を行えるよう対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。プールというのは、今こんな時代になりましたんで、7月頭から1か月ぐらいしか、残念ながらほとんど使うことができない、そういう授業になりました。小学生の子どもたちや中学生の子どもたちは、長方形のプールの中でね、水泳を学んで、何かのときというには、ちょっと時間数にしても少ないかなと思うときもあります。ただ、やっぱり教育という部門においては、やっぱり夏場のプールの授業は欠かせない。やっぱりやるべきやと思います。その中でね、やはり平群小学校や北小学校、南小学校、平群中学校と、もう大分校舎自体も傷んでる中でね、雨ざらしのプールのやつを1か月開けるのに、やっぱり大分しんどいかなと思って聞かせていただきました。

平群小学校や北小学校の1学年の子どもたちの数ね、南小学校の1学年の子

どもたちの数、当然入っている数も違いますから、やっぱり有効に利用してもらいたいし、また、最後は中学校に来られる3校の子どもたちがね、いろんな形で出会いがあって、一つでプールに浸かることができるならば、いろんなコミュニケーション取れるんじゃないかな。そこら辺、教育部門として考えてほしいなと思ってこの質問をさせていただきました。

広域化の町になる以上、防災やいろんな拠点として小中学校は点在します。必ず守っていかないといけない場所なんです。その中でも、コミュニティーという意味でもコミュニケーションを取ってやってもらいたいなと思ってこの質問にしました。この先、南小学校や平群小学校で学校以外、小学校の子どもたち以外で使ってる用途があるんだったら教えてください。

○議 長

教育部長。

○教育部長

プールにつきましてはですね、毎年教育委員会のほうの主権になるんですけども、水泳教室というのを夏にやっております。これにつきましては、平群小学校のプールを活用させていただいてるということで、令和7年度につきましては多くの方がですね、参加していただいたという状況でございます。

○議 長

長良議員。

○4 番

分かりました。僕ね、教育部長に申し訳ない、違う言葉を欲しかったんです。というのは、これ、させてもらうときに、こども園も南小学校や平群小学校も使ってるんだというふうに聞かしてもらいました。僕はね、小学校1年生の子どもたちが使うときに、プールの状態を見ながらね、先生方も保育園の教諭たちも使ってくれてると思うんです。なるべくやっぱり1回ためて、水位の高さは上下するかもしれませんが、いろんな子どもたちに使ってもらって、公のもので大事に子どもを預かってほしいと。そういった意味で教育部長、そんな答えしてくれたらなと思って、今質問させていただいたんです。

平群町はいろんな角度から開放的で、いろんなところに交流を持つ、そういった意味合いで、春、夏、秋、冬といろんな事業ありますけれども、水を扱う事業は危険もつきものですが、できる限りその旬を味わえるような形で、子どもたちにも開放して使えるような、そんなプール事業も考えてやってください。どうぞよろしくお願いします。この質問はこれで結構です。

○議 長

教育部長。

○教育部長

長良議員 3 項目めの学校図書館の地域開放についてお答えをします。

学校図書館の地域開放につきましても、学校図書館法に規定されておりますが、あくまでも学校教育の充実という目的達成に支障のない限度においてとなっており、2 次的な目的であると認識しております。現実的に不特定多数の住民の方が学校施設に入ってくることは、安全管理上の問題があり、実施するという考えは現在のところはございません。

以上です。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。僕、この図書館の開放について、これを例にして考えてもらいたいなと思ってこの質問にさせていただきました。大阪教育大学、池田の事件じゃないですけどね、やはり子どもを預かる学校としては、ドアがね、いつでも開いてるという状況では危険極まりない、そういった意味でオートロック式でね、校門が閉まっているのはもう致し方ない時代やなとつくづく僕、感じます。僕も子どもを小学校のときに送り迎えするときにもね、ピンポンと鳴らして、すみません、こうこう、こうです言うて開けてもらってとかいうてね、してもらった記憶があります。やはりこの学校は、万が一、もしものことがあったらあかん。そういった意味では致し方ないなと思います。

ただ、この図書館を例に出したのは、やはりいろんな人たちがその学びやを使って、いろんな人たちが交流できる。今、学校の各教室でもいろんな使い方をしてね、やっぱりツールで使ってるような新しい学校づくりというの目立ってます。平群町は、中学校も、この先、耐震改修をしながらね、いろんな形でさま変わりしていく。ただただ、言葉の使い方が上手じゃないですが、箱物をね、ぽんぽんぽんぽんと並べるだけじゃなしに、やはり文化的な面、子どもたちが交流しやすく、点と点を結びやすいような教育空間をとというような形で、今、新しい学校は一生懸命つくり変えられています。平群町も耐震改修でやるのはいいですけども、今までの箱ばっかしちゃんと造って雨漏りしませんというよりも、この図書館のやってる、ほかに地域あるんですから、平群町も教育部門としてね、環境を変えながら、コミュニティーという中心に据えてあげたい、そういった意味合いで図書館を今回例にしました。

先々、平群町の学校体系が変わっていく中でね、ぜひとも大人から子どもまで、この公共の場を預かりながら、おじいちゃん、おばあちゃん、来てくれて本読みしてくれた、教育者の定年を迎えた先生方が働き方改革で 1 限目来るま

でに本読みをしてあげてくれた、そういう他の県はたくさん今出てます。次の担い手を預かる身としてね、そういう交流の場をつくってもらいたいというエッセンスとして図書館開放したらどうやというふうな意味で今回質問させていただきました。

やはり体育館もそうね、運動場もそう。午後が終わってね、校庭開放もない。僕らの子どものときは校庭開放があつてね、学校、家帰ってかばんを投げて、また学校へ戻ってきて、暗くなるまで遊ばせてもらった。そんな思い出もあります。やはり公の場として、やはり危険なことがあったら、もうそれ以上開けられへんのやというのも大人として理解はできますけれども、やはりいろんなところで今、防犯カメラがあるように、親、大人の目が子どもたちに優しい目で光っていることを子どもたちにも感じさせてあげて、コミュニケーションでできる、そういう建物にしてやってほしいという意味で、図書館を例に挙げました。

できる限り、やはり公共の場ですから、いい形で子どもたち、また大人たちが、この前のテレビじゃないけど、とんど、平群小学校であったみたいにね、交流して、町として、平群で育ったこんな思い出あったんやと思えるような、そういう教育部門として充実してやってください。

この図書館については僕の思いを伝えるだけでもう十分なんで、答弁は結構です。どうぞ教育部門、これ、1番、2番ね、3番、順番にやっていただきましたけど、次の礎に向かって、温かい優しい気持ちで、令和8年度もどンドンつくってやってください。どうぞよろしくお願いします。僕の質問はこれで、教育部門について結構です。ありがとうございます。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、4点目の共創から始まる交通網の再構築についてお答えいたします。

地域交通の維持・改善は喫緊の課題となっております。地域に不可欠な社会基盤として、交通分野だけで取り組むのではなく、地域のあらゆる関係者が連携・協働し、地域交通の再構築、リ・デザインと地域の社会活動の解決に向け、一体的に検討を進める必要があります。

このため、関係する部局がこれまで以上に連携するとともに、地域においては、地方公共団体や交通事業者のみならず、各分野の関係者や住民等の多様な関係者が利便性、生産性、持続可能性が高い地域交通の在り方を主体的に考え、連携・協働を強化していくことが重要であります。今後も国の動向等も注視し

ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。この地域公共交通というのは、過疎化になった町で、本当に難しい問題やと、僕思います。今、ドア・ツー・ドアの時代になったりね、いろんなところで便利で、早い、そういったスピード、いろんなのを求められる時代で、定期的に運行して、再生産的な、こういうふうなことができるんかと。本当に難しいと思います。ただね、この平群町の立地条件、この山間部を山あい自然豊かな町、平群の中でね、やはりもう何もせん、このまま空気運んでるんやと言われたりしないような施策をどうしても考えていけないといけない時期に来てしまったんだと、そういうふうに思います。

僕は越木塚に住む1人の町民としてね、やっぱりそれよりももっと上のフラワーロードから上のところで住んでいただいている方々も、やはり便利やいろんなという意味で、どうしても山から下りてきてるというのをうわさでちらほら聞きます。

やはり、でもそこでね、僕、昨日も旗持ちしてるんですけども、西山間ルートからびゅーっとバスが下りてきてね、今日は何人乗ってるかなと、1人、2人、3人、4人、5人、6人、7人、あ、7人乗っとるな。榎原街道から下りてくるの、今までやったら2人乗ってたんですが、この子、もう卒業式やなどと思って、卒業式のときに晴れの舞台やなどと思って見てて、昨日来たら、その榎原街道から下りてくるバスは1人しか乗ってないんですね。でも、そのバスがなかったら、また親が送り迎えするのかなと思って勘ぐってしまいます。

そういった意味でも、定期的にある程度の時間帯で回す公共交通というのは物すごく大事やと思うんです。ただ情報を集めてね、これから先、いいというかモデルになるようなところをね、探しながら、自分たちの地域に合ったものを提案するというようなお考え方があるかどうかだけ、最後一つ教えていただけますか。お願いします。

○議 長

総務部長。

○総務部長

公共交通移動のことに對しましては、やはり担い手不足、そういった部分が全国的に議論になっている。平群町におきましても、先ほど議員もお述べのとおり、地域の実情に応じたという部分で、地域の移動手段ですね、地域公共交

通をどう維持確保していくかという、そしてまた、より利便性、そして持続可能性というのが求められてくるかなと思ってますんで、今先ほどもお答えさせていただきましたが、地域公共交通の再構築、そういった部分をですね、どのようにしていくか。そしてまた、多様な関係者の皆様方とどのように連携・協働を図っていくかというのを常に意識しながら、そしてまた、国の動向等もですね、見ていきながらですね、平群町の公共交通、移動手段というのは確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○4 番

ありがとうございます。無理やり言わしてるようで申し訳ないんですけど、僕ね、いつも思うんです。理事者側が一生懸命仕事をされてると思うんですけどもね、新しい事業をするときに、どこにもしたことのない事業をしたいと思ったときに、やっぱり国や県とコミュニケーションを取って、まずそういうふうな形があるんだと、うちはこれでオリジナルでやってみたいんだというのをやっぱり文書や形にして表して、なるほど予算をつけてもらって、ファーストペンギンになるという考え方があるんやというふうに義理の父親に教えてもらったことがあります。平群町にとってオリジナルで、人生の先輩から、幼い子どもや妊婦さんがちゃんとパッと迎えに行って、さっとできるような施策、一緒にみんなで考えましょう。でないと、平群町はどんどんどんどん便利なところにね、人が集まって、やはり西小学校の周り、本当に何もなくなってしまう。そんなことあってはならん。やっぱり災害やいろんなところで点在して公のものを置き、人を預かる、そういった意味でも、公共交通というこのラインは絶対守っていかんとあかん。その利便性は、皆さんの意見を聞いて、コミュニティーをまとめてあげて、提案してこそ予算は取れると思うんです。そういったことを考えながら進んでいってやれるように、どうぞこの公共交通については絶対頑張ってやってほしい。でないと、不便や言うたら、人は便利なところへ流れていくのは当たり前やねんからね。それを無理して補助金や交付金を入れて道路を守ってるんやから、そこら辺もちゃんと分かってもらえるように、コミュニケーションを取って一緒に頑張っていきましょう。どうぞよろしくお願ひします。この件についてはこれで結構です。

○議 長

寺口理事。

○理 事

5項目めのシティプロモーションについての御質問にお答えいたします。

町の魅力を町内外へ発信するため、SNSや子育て情報誌など、様々な媒体を活用したシティプロモーションを積極的に行っております。子育て世代をターゲットに継続的に行うことにより、本町の知名度向上やシビックプライドの醸成を図り、交流人口や関係人口の増加、さらには移住・定住人口につなげてまいります。

以上です。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。最後の5番目、今回の一般質問の中で大きくPRしたいなと思う項目なんです。というのは、なぜそんな言い方するかと言うたら、僕はこうやって2期目、3年目、終わろうとする中でね、このインスタや携帯電話のスピード、めまぐるしいと。今、本町はメールでぼんぼんぼん、ぼんぼんという言い方はおかしいけど、いろんな情報をね、送ってきます。これはSNSの発信やいろんなこと、つながってると思うんです。僕ね、平群町がにぎわいのある元気な、みんなが注目してくれるような町になってね、たくさんの方が平群町を使ってくれたらいいなと思う意味で、今回のこのシティプロモーションについて質問しました。

道の駅では、今の時期、イチゴじゃないですけども、古都華フェアやってますとSNSでバーンと携帯電話に飛んでくる。春になればウオーキングでこうやってしますよとか、いろんなことを今発信してくれてます。僕がこうやって議員活動をさしてもらうときに比べて、数段、何年やったかな、予算つけて、SNSというんかホームページというんですか、発信力、かなりついたと思うんです。だから、度々こういった形で、まち未来推進課の方々の活動について取り上げて質問してるんですけど、今まさにね、数字的に頑張ってますよというのはよく分かってるんですけど、数字的にね、どれぐらいの形で増えるか。それをもう一度教えていただけますか。どうぞよろしくお願いします。

○議 長

寺口理事。

○理 事

シティプロモーションということで、数値的ということの御質問です。町の魅力向上や知名度アップにつながることを目的といたしまして、T i k T o k やL I N E等、SNS等などによる情報発信や子育てしやすい町であることを周知するために情報雑誌などへの掲載や、公共交通、近鉄、奈良交通へのポス

ター掲示やデジタルサイネージ広告など、様々な情報発信を積極的に行っているところでございます。

数値ということでもありますので、T i k T o k について数値を申し上げさせていただきます。T i k T o k につきましては、令和7年度は6動画を制作いたしました。昨年10月から順次公表しております。中でも平群町のおすすめスポットの道の駅や信貴山道のドーナツ店や、新しくできました、ドーナツ店も新しくできたんですけれども、カフェ等の店舗紹介につきましては29万回再生がされております。また、結婚新生活や子育て支援施策の紹介につきましては6万回再生がされておりました、続いて、椿井城や西宮古墳等の歴史スポットの紹介につきましては3万回再生されておるところでございます。一般的に再生回数が1万回から10万回以上を目安に拡散されている状態であるとされていることもあり、ある一定、平群町の認知度向上につながっているものと考えております。

以上です。

○議 長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。うれしかった。1万8,000人の町でね、こんだけの再生回数、みんな見てくれてるんです。これを使って発信してね、理事者側も一生懸命真面目に働いてるの、僕分かってます。もっともっと受け入れてもらって、来てよかったな、使えるな、そのためのこの今発信したのを見てくれた回数を聞かせていただいた。よかったです。ますますね、申し訳ないけど、僕あんまりそれセンスないんですけども、いい形でね、皆さんに発信して、どんどんどん、ああ、住んでよかった平群町、使えると言うたら怒られるけども、来てよかったな、買物来て、また週末でもね、やはり古きよき時代の流れを見ようやないかというような形で散策に来てもらえる、土日に遊びに来てもらえる、平日もゆったり暮らせる、そういった町ですよと大きくPRできるように、このシティプロモーションを筆頭に頑張ってください。

まちづくりは人づくりだと思います。温かい町と一緒に、また令和8年、今から始まりますから、一緒に頑張ってね、発信して、いい町になるように皆さんで応援しましょう。どうもありがとうございました。僕の質問はこれで結構です。一緒に頑張りましょう。ありがとうございました。

○議 長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

10時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時48分)

再 開 (午前10時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号2番、議席番号7番の植田議員が本日欠席のため、会議規則第61条第4項の規定により、通告は効力を失うこととなりましたので、報告いたします。よって植田議員の一般質問は行いません。したがって、以後、発言順序を繰り上げ、順次許可いたします。

発言番号3番、議席番号8番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○8 番

それでは、通告に基づきまして大きく2点について質問をいたします。

まず1点目は、金勝寺から櫛原橋の竜田川遊歩道の整備をとということで通告しております。

竜田川まほろば遊歩道の北の端、まぐわ淵と金勝寺、これは櫛原橋からですがけれども、元山上口駅北側の櫛原橋までは、竜田川で唯一の渓流地です。県の景観資産にも登録されています。この問題については、昨年6月議会の一般質問でも取り上げました。

まぐわ淵周辺は愛好会などのボランティアの皆さんが様々な取組をされ、遊歩道として利用できる状況ではあります。一方、金勝寺から櫛原橋への竜田川右岸については、すばらしい景観を町のホームページや各種パンフレットなどで紹介しているにもかかわらず、歩道として利用できる状況にありません。事業部長も6月議会で土砂崩れ等で現状もない形状で、費用的にも非常に難しいとの答弁でした。

多くの住民の皆さんにこのすばらしい景観を楽しんでいただく。そのために、遊歩道として利用できる範囲を少しずつでも広げていただきたい。国や県の補助事業なども調査して、10年計画ぐらいの考えで予算を確保していただきたい。町長の所見を伺います。

大きく2点目、管理職手当の増額をとということで通告しています。

管理職職員の管理職手当について、昨年来、増額すべきだと主張してきましたが、昨年12月議会で総務部長は、管理職手当につきましては内部でも議論

しておりますけれども、今後の検討課題ということですのでの答弁でした。言うまでもありませんが、本町の場合、理事、部長、課長、参事、主幹は管理職ということで、超過勤務手当がつきません。そこで、管理職としてそれ以外の職員の給料を比較してみました。管理職は給料表5級10号で主幹のAさんとします。一般職は4級10号のBさんとします。Bさんの今年の時間給は、月額給32万1,600円掛ける地域手当分1.05ですね、これを加えた33万7,680円に、12か月を掛けた1年分として、405万2,160円、これをですね、年間の総労働時間1,867.75時間、これは労働日数掛ける1日7時間45分ということで出した数字です。それで割った金額が2,169円、これが1時間当たりの時間給ということになります。一方、主幹のAさんの場合はどうなるかといいますと、月額給は地域手当と合わせて34万7,900円掛ける1.05で36万5,295円、Bさんよりは2万7,615円多く支給されています。しかしですね、Bさんが月11時間残業すると、その超過勤務手当は時間給で2,169円掛ける1.25掛ける11時間で、2万9,823円になります。月額支給額はAさんより多くなります。月11時間の超過勤務手当で管理職との月額給の差がなくなり、主幹の管理職手当も超えます。これは相当問題があると思うのですが、町長はどのように考えられるでしょうか。

次に、安堵町以外の西和各町との比較です。表を出していますけれども、管理職手当が最も高いのは斑鳩町で、部長が8万5,000円、課長が6万1,000円、課長補佐4万5,000円です。本町以外では上牧町が最も低く、部長6万円、課長4万円、主幹3万5,000円、課長補佐3万円です。部長、課長、主幹の本町以外の5町の平均は、部長が6万9,000円、課長が4万8,100円、主幹が3万8,100円となります。

このように、本町の部長4万8,000円、課長3万8,000円、主幹2万8,000円は、あまりにも低額過ぎると言えます。この実態は、今後の検討課題などと言える状況ではありません。直ちに改善すべきです。町長の決断を求めます。

以上、大きく2点、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、山口議員の1項目めの金勝寺から櫛原橋の竜田川遊歩道の整備についての御質問にお答えいたします。

初めに、遊歩道の整備については、これまでも、まほろば遊歩道推進の会を

中心に取り組んでいただいております、今年度については、まぐわ淵周辺において、まぐわ淵を広く知ってもらうためのイベントの開催をはじめ、遊歩道の枕木の交換や北公園に掲示板の設置など、精力的に取り組んでいただいております。

さて、議員御質問の遊歩道の整備についてですが、遊歩道の未整備区間の要望については、昨年10月には竜田川まほろば遊歩道推進の会の定例会におきまして、郡山土木事務所の担当者に、金勝寺南側から櫛原橋西詰までの竜田川右岸側の状況と課題を説明をしており、また、町長が郡山土木事務所長と面談された際にも、遊歩道のパンフレットを基に、構想策定に至った経緯や概要を説明し、改めて未整備区間の要望を行っているところでございます。

今後の整備につきましては、橋梁の架け替えや土砂崩れで通行不能となっている区間については、長期的な視点で対策を検討する状況となっており、引き続き奈良県と連携を密にし、補助事業の調査をしながら、整備の実現に向け取り組んでまいります。

また、勘請綱や謎の巨岩の見える場所については、景観がよいことから、まずは金勝寺南側からその場所に至るまでの折り返しとなりますが、見学ルートとして安全に整備できるかどうかなどを踏まえ、推進の会とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

ありがとうございます。以前はあんまりやる気ないのかなと思ったんですが、今の答弁だったら、当然、川自体はもちろん県管理ですから、平群町が勝手にということにはもちろんできませんが、ただ、竜田川遊歩道全体で見ると、一番景色のええとこなんですよね。平群町としても貴重な財産だと思うんです。これ、ちょっと古い資料になりますけども、これ、だから、5点出してますけど、そのうちの2点が私が言ってる場所ですよ。金勝寺から櫛原橋、元山山口駅前までの。だから、これ、近鉄電車が上を走る、下が滝になってるところなんていうのはなかなかよそでは見られない景色ですし、こっちはこれ、あれ、なんか建ってるやつです。もうちょっと下流になりますけども。

この前、地元のボランティアやってる山本さんの案内で行ったことが、つい最近です、最近というか何か月か前ですけども、行ったんですけどね。本当に足元悪くて、とてもやないけど、それは子どもなんかは絶対行けませんし。だから、ちょっとずつという意味で言ったんで、環境省なんかがですね、水辺

のにぎわい創出事業補助金というのがあるんですが、なかなか調べてみたんですが、すぐ活用できるかどうか難しい。ただ、地域のそういう景観とか、例えば伝統的な行事とか、そういうのをやってるものに対して補助金を出すというやつなんで、ここは勘請綱もありますし、そういう意味では、ちょっと調べてですね、県通じて、国土交通省の事業ですけれども、それに合致しないかどうか。ちょっとでも合致してですね、国の補助金をもらえるとかになればね、やってほしいんです。

今の答弁で一応、よく言ってもらったと思うんですが、10年スパンと私書きましたけど、スパンの期間は別にして、やっぱり全体をこうするんだという構想をね、平群町として立ててほしいんですよ。すぐもちろんできないんですけども、だから、あそこのコースを最終的には全部通行できるようにするというのが最終的になりますけれども、こういうふうにしたらということで、お金もかかることですから、一応よくイメージ図なんか作るじゃないですか。そういうのも平群町でつくってもらって、それができるようにどうするんだというようなことで、長期的、中期的な計画もね、県と相談しながら立てていただきたいと思うんですが、その点だけもう一度答えていただけますか。

○議 長

事業部長。

○事業部長

ただいまの質問です。全体的にどのような構想するかということでございます。何回も答弁をさせていただいてますが、橋梁が架け替えができない限りは通行、通り抜けできないということですので、それは民地と河川敷ということで大きな課題もありますので、なかなかちょっと難しいのかなと思ってます。最終的には、議員おっしゃるとおりも町も通り抜けをしたいということは思ってますけども、ただ、なかなか進むような話でもないので、今現状できるかどうかということについては、先ほど答弁させていただきましたけども、景観のよいところまで見えるようにということで考えております。

確認しましたら、地道のような状況でございますが、どうにか巨岩が見えるところまでは通行できるような状況になっています。ただ、雑木等いろいろありますので、その辺の処理と安全対策、手すりとかを作れば、子どもはどうか分かりませんが、行けるのかなと思いますので、それについても、費用的には人力ですればできるのかなと考えてますので、その点を推進の会とも協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

ありがとうございます。そうですね、それはそれでいいですが、でも、できるだけね、全面的に抜かれるようになるというのが本来遊歩道ですから、一番大事というか、最終的にはそうしてほしいわけですが、今の計画でできるだけですね、1年ずつ、ちょっとずつでも何か進むように、今度のとこで人的というから、予算組まんでもある程度人でということだと思んですけどね、ボランティアの皆さんにも協力してもらって、きれいにすればある程度までは歩けると思うんですがね。分かりました。ただ、計画はしっかりね、ここはこうするんだという、ボランティアの皆さんとも協力しながらですね、そういう計画はね、やっぱりつくってもらって、ちゃんと住民の皆さんに発表していただきたい。このことはお願いしてですね、それはよろしいですか。発表する、要するに、今できるところまではとにかくいつ頃までにこういうふうにしたというの、それは計画出せますか。それだけ最後1点。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

今、計画、説明させてもらいましたけども、まず推進の会と協議して、それがどうか、あと地元の関係もありますので、その辺がまとまり次第、また発表できるようにしたら、公表のほうさせていただきたいと思います。

○ 議 長

山口議員。

○ 8 番

分かりました。この件はこれで結構です。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

2項目めの管理職手当の増額をについての御質問にお答えいたします。

現在、本町は財政危機改善計画案を策定し、その取組を進めていこうとしています。その中でも総人件費の抑制策が不可欠な状況であることは、これまで計画策定の委員会でも説明してきたところでございます。そのため、現状、管理職手当の引上げについて実施することは課題であると考えています。

一方で、議員御指摘のとおり、一般職との逆転現象が生じていることは、管理職の役割や責任の重さを踏まえすと、組織運営上の課題であると認識しております。管理職は、業務の統括だけではなく、部下の育成や住民対応など多

岐にわたる責務を担っており、そのモチベーションや人材確保は町行政の質に直結する重要な要素でございます。管理職手当の引上げが難しい現状におきましても、業務量の適正化や権限分担の見直しなど、管理職がその役割を果たしやすい環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

表を見てもらったら分かりますようにね、王寺と河合の係長、これ、管理職手当なしかどうか知りませんが、係長で管理職手当なしに分かんないですけども、それでも3万2,000円ですよ。ほんで、河合町と上牧町は県から重症警報を出されてるでしょ、財政ね。河合町は平群と一緒に、ずっと最初からじゃないですか。上牧町は一旦破綻して、いろんなものを民間に変えたりですね、土地を売り払ったりして、前町長が建て直しに相当時間かけて、それでも管理職手当とか、そんなんあまり減らしてないと思いますよ。平群ほど、もともと平群より上牧は職員の給料が低いというのを、私、上牧の職員から聞いてたんですけども、それでも平群みたいに何%カットしたり、そんなん1回もやってないわけでしょう。それはなぜかといえ、やっぱり職員、マンパワーがやっぱり行政にとっては一番大事だからじゃないですか。

この表を見てもまだね、やろうとしない。前向きに検討もしない。そんなんあり。恥ずかしくないですか、町長。だって、そんな11時間って、11時間の残業って、1日30分ですよ、はっきり言って。そら、そんなん、管理職なんかやるより、そら普通に、4級でずっと、4級の25号ぐらいになったら5級の10号を超えるわけですからね。それで残業手当ついたら、そんなん管理職手当よりずっと多くなるの当たり前じゃないですか。総額でも多くなるじゃないですか。残業手当は別にボーナスに引っかけからへんからあれやけども。そういうふうに考えたらね、今すぐにでも、せめてね、上牧ぐらいまではさっと上げる。それが大事だと思うんですけど、どうですか、町長。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、山口議員の管理職の手当の引上げについてということで答弁させていただきます。

管理職は、組織の運営や職員の育成、関係機関との調整など、日々様々な役割を担っており、その責務を果たしていくことが求められております。これま

で管理職の手当の引上げにつきましては、財政状況を鑑みながら検討を続けてまいりましたが、結果として、現行の水準を維持してきたという経緯がございます。しかし、先般、議会におきましては、町長、副町長、教育長の三役の給料の引上げの御可決を頂きました。責任の重さに応じた処遇を整えていくという考え方は、管理職にも共通するものと受け止めております。こうした状況を踏まえ、管理職が意欲を持って職務に取り組める環境を整えることも大切であると考えております。今後も財政状況や他団体の状況を丁寧に確認しながら、管理職手当の在り方について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

検討はいいんですよ。じゃあ、いつ頃その結果を出すんですか。いや、だから、さっき部長も答弁したし、町長も管理職の責務の重要さは分かっていると。逆転現象が起きてるのも理解していると。それならすぐに改善すべきでしょう。少なくとも、今議会で出せとは言いませんが、6月議会ぐらいには出すべきでしょう。今、私は触れなくなかったんです、三役の給料の改定について。町長は、御自身の公約を意識してですね、任期中は上げないと、任期中というか、今任期中は上げないと。ということは、そのまま途中で辞職とかなければですね、12月8日まで。12月9日から三役の給料は、町長が4割カットが元の10割に戻るわけですよ。教育長や副町長の場合は4割もいってませんが、それでも副町長3割5分やったかな、そういうのが元に戻るわけですよ。そのときにしようと考えてるんですか。でも私はね、特別職と常勤の普通の職員とリンクはあんまりするべきでないと思うんです。本来職員は、職員としての給料で、してるわけですから。だから、三役は御自身で、町長が幾ら給料下げようが、それは御自身の判断でやられることですから、それに対しては何も文句言わないです。ただ、それはいいかどうかは別の問題としてですよ、ただ、管理職の場合はそうじゃないですからね。自分たちで決めるわけじゃないんですから。いや、だから、じゃあ期限切ってくださいよ。6月議会に何らかの提案されますか、どうですか。それかいつ頃ですか、それを教えてください。

○議 長

西脇町長。

○町 長

時期についてはまだ明確にはできませんが、管理職手当の在り方については、

前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

分かりました。もうそれ以上言いませんが、早い時期、6月ぐらいには金額を出していただいでですね、7月の異動ぐらいから、夏のボーナスには間に合わなくても、冬の、ボーナスは関係ないか。とにかくできるだけ早くね、6月議会なりに出していただければというふうに思いますので、ぜひよろしく願いします。

以上で私の一般質問は終わります。

○議 長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

10時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時21分)

再 開 (午前10時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号9番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○ 9 番

議席番号9番の井戸太郎でございます。大きく3点の質問をさせていただきます。ぜひともよろしくお願いいたします。

大きく1番目、大容量リチウム蓄電池等の廃棄ルールの明確化と安全対策について。

近年、モバイルバッテリーやポータブル電源など、リチウム系蓄電池を内蔵した製品が急増しています。価格も下がり、購入しやすい反面、粗悪な製品も散見されます。さらに、平群町においても自治会が防災備蓄としてポータブル電源を保有する例も増えています。

一方で、全国的にリチウム電池の混入による収集車火災や焼却施設の停止事故が相次いでいます。また、平群町は令和8年4月より可燃ごみの焼却処理を

生駒市に委託することになってます。火災や事故からの安全確保と責任の所在の明確化は、これまで以上に重要だと考えます。そこで、以下の確認をしたいと思います。

小さく1、三元系リチウムイオン電池、三元系というのは、今までの皆さんが思っている普通のリチウムイオンですね、モバイルバッテリーです。ちょっと進化したリン酸鉄リチウムイオン電池、さらに進化した半固体電池、先に行けば全固体電池があります。最近、ナトリウムイオン電池というのも出てきてまいりました。安全性がそれぞれ違うんですけれども、それぞれの分別処分方法はどうなってるんでしょうか。

小さく2番目、小型家電回収ボックスに入らないやや大型のモバイルバッテリーは、町としてどのような処理をしているのでしょうか。

小さな三つ目、自治会が所有するポータブル電源は、家庭ごみか、事業ごみかをお尋ねします。

四つ目、町として大容量蓄電池の廃棄ルールを明文化しているのでしょうか。

小さな5番目、可燃ごみ処理を生駒市に委託したことにより、リチウム電池混入時の事故などの責任関係はどう整理されているのでしょうか。

大きく二つ目でございます。国民健康保険税について、前回があったので、今回、n e x t s t a g e とさせていただきます。次々つなげる予定です。

数年前から、絶え間なく国保の高負担苦情が相次いでいます。昨年12月議会において国保制度の問題点、解決策を提案しました。所得が低いほど負担が厳しくなるという構図、法定軽減の認知度、平群町の国保減免制度の在り方、国保逃れが深刻化していること、それらに対して平群ができることなどです。

その中で、具体的に国民健康保険税の負担を減らす提案をしました。生まれただけの子どもが後期高齢者を支援しているのは普通は考えられません。小中学生は、労働基準法により収入を得ることを許されていません。国に先立って均等割の半額軽減、国は再来年度からすると言っていますが、平群が来年度から独自政策で負担の軽減をすれば、奈良県からのペナルティーがあるという答弁でした。これは、私としてはかなりのショックを受けました。そこでお聞きします。

小さな1、2027年度に国が実施予定の小中高生の均等割半額軽減を2026年度に平群町が独自で実施した場合のかかる費用は幾らに算定されてるのでしょうか。

小さく二つ目、県によるペナルティーの金額は実際幾らになるのでしょうか。

大きく三つ目でございます。DX化による議場での機器の使用について。

さきの財政検討特別委員会やこれまでの全員協議会などで、町として業務の

D X化について進めていく旨の説明をしました。しかしながら、腑に落ちない点があります。議場での理事者の説明にP Cやタブレットを使用した説明や答弁での活用、議案書のペーパーレス化が全くされてないという事実です。もちろん、さきの委員会等ではP Cを使用した説明がありました。これは非常に内容を理解しやすかったです。そこで、問います。

小さく1番目、議場において、理事者の説明や答弁でP Cやタブレットの使用をするべきでは。また、議案書のペーパーレス化の導入についてはどうでしょうか。

小さく2番目、大きな視点で今後の方針はどのようになっているでしょうか。これで大きく三つでございます。真摯な答弁よろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の大きな1項目めにつきまして順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。家庭用のモバイルバッテリーにつきましては、種類を問わず、有害ごみの日に出していただき、収集したものは清掃センター内で品目ごとに手選別をしております。選別されたモバイルバッテリーは乾電池などと一緒に専門のリサイクル業者に再資源化を委託をしています。

次に、2点目でございます。小型家電回収ボックスに入らない大型のモバイルバッテリーにつきましては、役場本庁舎の有害ごみの回収拠点で回収するか、有害ごみの日に出していただくこととなります。

続きまして、3点目でございます。自治会が所有するポータブル電源につきましては、事業系の廃棄物となります。また、金属くずであるため、取扱いは産業廃棄物となりますので、産業廃棄物の許可業者に依頼していただき、処分していただくこととなります。

次に、4点目でございます。大容量蓄電池などの廃棄ルールについて、現在のところ明文化したものはございませんけれども、今後、ごみとして排出される可能性がありますので、廃棄方法について、広報及びホームページなどで周知を行ってまいります。

なお、モバイルバッテリーやリチウムイオン電池を使用した製品の廃棄につきましては、全国的に度重なる発火などの事故を未然に防止するために、昨年9月に廃棄方法について、広報及びホームページを通じ行っておるところでございます。

最後に5点目でございます。来年度からの生駒市への一般廃棄物の処理委託

に当たりまして、生駒市からはモバイルバッテリーなどの混入がないように依頼はありますけれども、本町で回収されたごみのごみピットに投入された後は、生駒市で収集された可燃ごみと合わさりまして、生駒市で回収されたものか、本町で回収されたものかを判別することは困難でありますので、火災時などの責任についての取決めはございません。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

答弁ありがとうございます。これについては本当ね、目的といたしましては、この処理の仕方を結構知らない方がいらっしゃいますので、本当に周知のほうはお願い、さらにしていただきたいと思います。やっぱり実際、ちょっとここで一つだけお聞きしたいんですけど、平群、今までの現場的には、やはりそういう爆発事故ですね、そういうのは小さなものを含めてやっぱりあるもんなんでしょうか。現状を聞かせていただけたら。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今までに事例があったかということでございますが、収集時にですね、パッカー車の中で混入がありまして、その中で火災といいますか、爆発といいますか、そういったことがあったということで、現状でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

ありがとうございます。そういう危ないということも周知よろしく願いいたします。

これが、何が問題かといいますと、結構国もですね、まだ全体的なガイドラインというんでしょうか、つくってないところがありまして、全然ないのかなという。国がしている指導のラインで言うと、有名な企業、中国製ですけど、中国でも有名な企業に関しては、もうモバイルバッテリーや大型バッテリーは自分とこで回収してくださいねというような感じでやっています。でもなかなか、ほとんどがもう中国ですけど、いろんな大手でないところは一体どうなってるかも分からないし、保証もしないというところがありまして、そういうところがもうあぶれてくるのかなと思っております。

平群町としては、僕としては、こういう、今後、リチウムイオンが中心にな

ってくると思うんで、こういうものに関しての安全、どういうふうに分したらいいかというガイドラインなりそういうのをつくったらどうでしょうかというのが提案なんですけど、そうですね、いかがでしょうか。

○議長

井戸議員、1問目はその質問でいいですか、もう。一つずつじゃなしに1問目について、いいですか。ガイドライン。

○9番

はい。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

先ほども申し上げましたように、非常に危険な状況もあるということでございます。火災、爆発などの危険性もあるということで、それらの廃棄方法については、やはり明文化して、住民の方々に広くですね、周知をしていくということ、これ、当然のことであるかと思えます。処理方法につきましては、様々な情報なども収集をさせていただきまして、我々として明確化した上で、住民の方々に周知をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

井戸議員。

○9番

ありがとうございます。前向きな答弁いただきました。これについては、これからのことですので、ぜひともじっくり考えていただいて、よろしくお願ひいたします。

次の質問に移ります。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の2点目について、二つ御質問いただいておりますけれども、併せて御答弁申し上げます。

そもそも国民健康保険事業の運営につきましては、県下39市町村長がその趣旨に合意の下、県単位化を完成化させたものでございます。足並みを乱すこととなりますと、県内各市町村の国保加入者に不公平が生じ、また、市町村間にひずみを生じることとなります。理念から外れた単独行動をすることは考えも及ばないことでありますので、お答えはいたしかねるところでございます。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○ 9 番

考え方がね、いろいろあるというのは分かるんですけど、一応通告してるので、軽減で幾ら予算が必要なのかぐらいは多分試算してはると思うんですけど、どうなんでしょうか。ちょっと僕の質問が全然、ゼロ回答というのはさすがに、そこがないと進めないのですね、県のペナルティーがあるということなので、それについても、12月議会に基づいた質問ですので、やはりちょっとお答えいただきたいと思います。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、先ほど御答弁申し上げましたとおり、そういった考え方といいますか、趣旨といいますか、それにつきましては御理解を頂いた上でということで、額の試算ということになりますと、どれぐらい費用がかかるのかという影響額などにつきましては試算をしております。それによりますと、1点目の拡充にかかる費用といたしましては、250万円程度ということで試算をしております。また、県によるペナルティーでございますが、これにつきましては、先ほど最初に御答弁申し上げましたとおり、県単位化ということで行っておりますので、その単位化から逸脱するような保険税率などを独自に設定するというようになりますと、そういった趣旨に反して町の単独事業などについて実施を行った場合については、納付金の算定時に抑制措置というものがございますが、その抑制措置が受けられずに、医療費の水準の高さに応じた納付金の算定となります。また、これまで以上に高い税率の設定が必要ということになってまいりますし、その抑制額につきましては、今議会でも何度か御答弁申し上げているところがございますが、令和8年度予算におきましては7,300万円分が抑制措置額として受けられなくなるということでございます。

以上です。

○議 長

井戸議員。

○ 9 番

なるほど。厳しいですね。県が統一でそういうふうに行っていくというのももちろんそうですし、いろいろ私が調べた限りですと、結構奈良県は厳しめにそういうのを統制しているというのが出てきて、情報として入ってきてます。

奈良県はちょっと高いということですね。今の試算で250万円ということで、正直すごい、私の試算では四、五百万円かなと思ってたんですけど、250万円で済むということなので、そこは安くておっと思ったんですけども、県のペナルティーが下手したら7,000万円を超えてしまうと。こうなってくるとですね、私としてもちょっと町長にお聞きしたかったんですが、なかなか政治判断もできないかなと思いますので、そうですね、もうこの件は諦めます。しません。

じゃあ、次の質問をお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めのDX化による議場での機器の使用についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、議場で理事者の説明や答弁でPCやタブレットを活用すべきではという部分、また、議案書のペーパーレス化の導入についてはということですが、議場でのPCやタブレットの使用、また、議案書のペーパーレス化の導入については、議場での案件の審議の在り方や資料の取扱いなど、議会運営に関わる事柄ですので、今後、議員の皆様の御意見を賜りながら御相談させていただくことがあるかと思っておりますので、現段階で申し上げることは差し控えさせていただきますと考えております。

続きまして、2点目の今後の方針についてですが、本町では、令和6年9月議会の井戸議員の一般質問において、ペーパーレス化の取組については御答弁させていただいてるとおりでございます。目標的なものをつくって取り組むと御答弁させていただき、令和6年10月には平群町ペーパーレス化アクションプランを策定して取り組んでおります。また、今後のDX化の取組の一環として、令和8年度予算案において庁舎、出先機関において無線LANの設備を整備する予算を計上しております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

議会と相談をして進めていただくということで、その点についてはありがたいんですけども、そうですね、このルールがね、物すごくややこしくてですね、まずちょっとお聞きしたいのは、委員会は一応使ったと、使って説明するけど、議場で使うのは、PCとかそういうモニター使ったりとか、いろんな説

明については、そこは委員会室と議場で分けてるということなんですか。ちょっとその辺が分からないというのと、基本的にですね、ちょっとこれ大前提なんですけど、調べれば調べるほど、これ、すごく難しいのか、簡単なのかも分からないというか、そもそも議会規則というのは、議員と傍聴人に対する規制なんですね、規則なんです。職員さんはあくまでも説明者側になるので、どっちかというところと一切規制がないということになるんですよ。唯一あるのは議長の采配権ですね。だから、そもそもあんまり、法律的にですよ、普通のやり方としてはね、すり合わせてとなるんですけど、一応ここ立法府なんで、法律的な観点でいくとオーケーなのかなというのは感じております。

先ほどの委員会室と本会議で考え方が違うのかというのが1点とですね、実際今、例えば議会がペーパーレスにしたいと言った場合ですね、行政としては今の時点でどこまでできる体制が整っているのか、例えば説明資料をデジタルデータ化するとか、そういうところは今どのようになっているんでしょうか。この2点ですね、よろしくお願いします。

○議長

質問の通告内で答弁いただきますようお願いいたします。総務部長。

○総務部長

委員会室と議場とのルールということでございますけれども、まず財政検討特別委員会の中では、特例として委員会室でのモニターとパソコンの使用を許可、得させていただいたということでございます。ただ、本会議場でのPCの持込み、モニター持込み、そういった部分というのは、議会の皆様方の案件審議、議会運営に関わる事柄ということでございますので、私のほうからは意見は差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

2点目のペーパーレス化につきましては、本町も事務内で取組はさせていただいております。そしてまた、議案のペーパーレス化に対して対応できているかということでございますけれども、先ほど御説明させていただきました令和8年度の予算で、庁舎内に無線LANを配置すると、そしてまた、議員の皆様方にこの議場でのWi-Fiの機械を設置させていただければ、そういった部分は取組ができていますのかなと思います。ただ、まだ本町といたしましても、デジタル化、そういう案とかですね、説明資料のデジタル化というのはいない状況ではございます。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

委員会室とかでは特別許可を得たということで、本会議はちょっとまだそういうところでないということですね。分かりました。今段階で、議会がやりたいと言ってもデジタル化できてないという状況なんですね。分かりました。いつ頃、じゃあデジタル化できそうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

そういった部分につきましては、またデジタル化というのはハード面的な部分もございます。もしこちらのほうでパソコンをしようとするれば、各席に簡単なことですが、コンセントもないとか、そういったハード的な部分の準備も必要でありますし、また、そういうデジタル化するに当たりましては、議員の皆様とまた御協議というのが、時間を要した形でいろいろな協議を重ねていかないといけないのかなというふうに考えておりますので、いつまでというのはちょっと御答弁が明確にはできないんですけれども、そういった時期という部分が来ましたら、また議員の皆様と御協議させていただいて、取り組んでまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

井戸議員。

○9番

決まってないということで、私としては、行政のほうからこうやりますとやって、いろいろ話していただきたかったですけれども、今ちょっとそういう状況じゃないと。今、ハードかソフトという話しましたが、ハードは別にね、PCとかタブレットを配れと言ってるわけじゃなくて、僕の解釈がちょっとおかしいのかな、データ化ですね、データ化でPDF化して渡せるかという意味のハード化やったんですけど、ソフトと言えばソフトだし、ちょっとよく分からないんですけど、そっちのことを聞いたんですけど。

せっかくなんで、その話が出てきたので、今、タブレットを導入してるのは大体地方議会で半分ぐらいらしいです。持込みについては、かなり多いんでちょっと分からないぐらいなんですけど、今もめてる、もめてるというわけじゃないんですけど、苦情といいますか、それがあるのは、タブレットを配付したはいいけど、それが使い勝手が悪いと。機種が決められないとかOSが決められないとか、サイズが決められないとか、アプリが、これ小学校なんかそうなんですけど、アプリを入れられないというのが問題になりまして、はやりのですね、ちょっと横文字が僕も、あったんで、ちょっと横文字が見当たらないん

で、簡単に言えば自分で持ち込みましょうというのが今どんどんはやってるらしいです。もう何個かの市はそっちに切り替えたということで、だから、そういう意味では逆に、平群が先を行けばですね、そういうタブレットの配付とか、そういうのはもう要らないのかなと。そう考えたら、議会のDX化って、ほとんどお金かからないのかなと、あと気持ちだけかなというのは気がしますんで、ぜひともですね、その辺、データ化はちょっと大変やと思いますけど、PDFの配付もそんなに難しくないですし、容量もそんなに大きくないですから、紙とか減らすという意味では、コストの割に効果があるのではないかと考えますし、ぜひともその辺はね、前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

11時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時58分)

再 開 (午前11時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号12番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○12番

議長の許可を得ましたので、大きく4点について通告をしております。行政側におかれましては、明確な御答弁をひとつよろしくお願いを申し上げます。

まず1点目、町有し尿中継地確保についてであります。

し尿中継地を町で確保することの必要性については、令和7年8月に開催されました全員協議会で提案をいたしました。また、再度9月定例議会の決算審査特別委員会の委員として、この件についてその後の進捗状況を確認したところ、町としても同施設は町で所有すべき施設であると考え、買収したい旨を土地所有者に伝え、社内協議を依頼をしたということでございました。また、買収に応じられなかったときには新たに造ることも検討しなければならないとい

うような答えも答弁をされました。そこで、半年が経過する中で、現在までの進捗状況についてお答えください。

大きく2点目であります。平群町町民栄誉賞条例の制定についてであります。

先般2月8日に執行されました衆議院議員総選挙の際、最高裁判所裁判官国民審査も併せて執行をされたわけでございます。その際、令和7年7月24日に最高裁判所判事に任命された東京大学大学院法学政治研究科長で、東京大学法学部長の沖野眞巳氏が国民審査を受け、信任されました。この沖野判事は、我が町平群町の出身者であります。

司法権の最高機関として、高裁以下の下級審の判断に対する上告を最終的に審査し、法律や行政処分が憲法に適合するかを判断する違憲審査権を持つ最高裁判所判事となられたことは、本町にとって大変名誉なことであり、喜ばしい限りであります。

そこで、最高裁判所判事として国民に信任されました沖野眞巳氏は全ての町民にとっての誇りであり、平群町で学習する子どもたちに夢と希望を与えることになると思います。そこで、(仮称)平群町町民栄誉賞条例を制定し、町民の栄誉賞としてその栄誉をたたえるべきであると考えますが、いかがお考えでありますか。

3点目、住民が求めるコミバスを。

現在のコミバスは、利用者が減少し、委託料は毎年増額となるが、利便性向上につながるコミバス運行形態となっていない。なので、毎定例議会ごとに住民が求めるコミバスをと提案してまいりました。

令和7年9月の定例議会において、運行費用全体の94%が町負担であり、今後は町独自の無料運行形態のコミバス運行を速やかに検討すべき時期であると質問、町は、無料運行形態も含め検討してまいるとの御答弁を頂きました。

その後、令和7年12月議会では、特に高齢者の外出機会を増やし、地域社会とのつながりを維持するためにも、行政が小型バスを無料運行する直営事業化すべきと考えますが、の質問に対し、町は、実現性を見据えながら段階的アプローチをしてまいりますと御答弁を頂きました。そこで、質問させていただきます。段階的アプローチの進捗状況をお聞かせください。そして、今後の取組についてもお聞かせをお願いいたします。

大きく4点目であります。新庁舎建設についてであります。

新庁舎建設について質問させていただきます。新庁舎建設については、平群町議会の総意として、昨年12月2日、新庁舎建設特別委員会最終報告書を町長に提出をされました。これまで町役場内では、職員による新庁舎建設プロジェクト会議を設置され、9回の会議を重ねてこられました。また、若手職員で

構成する庁舎内分科会を開催し、庁舎内から広く意見を求めることにより、基本計画案の策定も進めてられました。

これを受けて、2月20日開催の全員協議会において、町としての新庁舎建設基本計画案について及び平群町財政危機改善計画案についても説明を受けました。この新庁舎建設基本計画案と財政危機改善計画案は、リンクする上での議論も行ったものであり、私は、新庁舎の整備の必要性として、現庁舎の耐震強度の不足する棟は、法定耐用年数を大きく超えており、南海トラフ地震などの大規模災害が想定される中、防災拠点となる災害対策本部室とともに、備蓄等の救護、支援が迅速に対応できる機能を確保し、町民の安全安心を確保される庁舎を建設することが急務と提案をいたしました。また、某議員からは、建設費の高騰等、難しい話であるが、難しいと言っているより、やらざるを得なければ財政計画で進めるべきである。借金、赤字についてのことは悪いこととは思っていないが、今日の説明はいつ建設するか分からない、私はどうかと思うとの発言がありました。

そこで、町長にお聞きをいたします。地域防災計画の災害対策本部が文化センターに本庁から移す考え方や、昨年11月22日に実施されました職員での災害対策訓練及び本年2月28日に平群町防災訓練も総合文化センターで実施されました。このことから、この基本計画案について、町民に説明され、町民の意見を聞くことや、基本計画案の案が取れて、町としての新庁舎建設基本計画策定はいつ頃になるのでしょうか。今後どのようなスケジュールなのか、お聞かせをお願いいたします。

以上、4点についてよろしくお願いを申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の1項目めにつきましてお答えをさせていただきます。

御質問にもありましたように、昨年8月の全員協議会の後、土地所有者に対し、土地の買収についての町の意向を伝え、社内協議を依頼をいたしました。その後、本年1月には社内協議の経過を確認した上で、再度同様の意向を伝えているところでございます。

また、今後におきまして、まずは担当者レベルでの正式な協議の場の設定について申入れを行ったところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○ 1 2 番

あくまでもお願いの範疇でございますので、今後もよろしくお願いを申し上げます。

なお、お願いの言葉が承諾を得なければ、ほかのところで町の誘致のし尿中継所の確保を予定される意向があるのかどうなのか、再度御答弁をお願いいたします。

○ 議 長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

ただいま議員おっしゃっていただきましたとおり、相手方があることでございますし、お願いの範疇でありますので、その旨の返事については伺っていきたい。あわせて、それについて相手方の返事によっては、町有施設として確保するように検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議 長

馬本議員。

○ 1 2 番

非常にお願いの範疇でございますので、あくまでも、もしも得られなかったら町自身が町有ということで今後進めていくという方針を今部長がおっしゃっていただきましたので、ひとつこの言葉は、将来の平群町のし尿の関係におきまして大きな問題になると思いますので、その点もよく御理解はしていただいていると思いますので、その点を踏まえて、より一層の御努力をお願いいたします。この質問につきましては、議長、これで結構でございます。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

それでは、2項目めの町民栄誉賞条例の制定についてお答えします。

このたび、平群町御出身の沖野眞巳氏が最高裁判所判事に就任されたことは、本町としても大変誇らしく、町民の皆様にとって大きな励みとなる出来事であると認識しております。

一方で、現職の裁判官に対する表彰は、司法の独立性や中立性に対する社会的配慮が求められるとの観点がございます。様々な表彰が職務の独立性に影響を与えるとの誤解を避けるため、また、最高裁判事として関与された裁判に対し敬意を表し、退任後に栄誉を贈る例が一般的であることを確認しております。

こうした点を踏まえ、沖野氏への町民栄誉賞の授与につきましては、現職中

ではなく、退任後に改めて御功績をたたえる検討をすることが適切であると考えております。条例制定に当たっては、前向きに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

条例制定については前向きな御答弁を頂きました。一日も早く、非常に平群町の住民にとって名誉なことでございますので、その点もより一層御理解していただいたと思いますので、ひとつ制定については、行政のほうから出していただくことを強く望んで、この質問についてはこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの住民が求めるコミバス運行をということで御質問にお答えいたします。

現在、地域公共交通の施策については、様々な検討を行っている段階でございます。例えば、当町の人口は1万8,019人、高齢化率が39%、10年後の令和17年には人口が1万3,929人、高齢化率が44.4%と推測されます。そのような状況の中で、高齢者にとって利用しやすい公共交通となるよう、住民の暮らしに丁寧に寄り添いながら検討を進める必要があると考えます。

しかしながら、無料運行形態のコミュニティバスの実現のためには、財源の確保や運行体制の見直しが不可欠であり、ほかの施策とのバランスを考慮しながら、持続可能な運営が可能なモデルを模索する必要があると考えております。

今後とも、持続可能で利用しやすい公共交通の実現に向けて取り組んでまいりますので、お時間を頂戴いただきますよう、何とぞ御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

一定の財源確保や運行形態については見直しが不可欠ということは御理解していただいていると思います。しかし、他の施策、公共交通体系において、ほかの公共交通もございますので、そこら辺のバランスも考えておられると思いますが、それでありながらもね、住民のことを思うなら、持続可能なね、運行、

運営のモデル事業を模索する僕はあると思う。それが住民が求めるコミバスや、僕はそれが絶対住民にとっては求められてると思います。

なぜならば、今回の予算でもありますように、コミバスの予算は250万円の令和8年度予算の増額であります。毎年毎年増額の委託料があります。それについて増額はするわ、乗車率はどうかといたら、乗車率は、乗車数も減っておるわけでございます。この実態を、先ほど僕が質問させていただいたように、町が果たしてこのまま置いといていいのかということのを僕は常に考えるわけでございます。これはお金の問題じゃないと思います。

そこで、町としてバス無料乗車計画ですね、を僕は提案して、そういう政策をつくるべき時期に来てるんちゃうかなというふうに思いますが、その点、部長はどう思いますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

コミュニティバスの無料乗車ですね、そういったものを実施した場合ですね、それを想定した計画等について作成をしまいたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

何とすばらしい御答弁いただきました。無料乗車を実施した場合を想定した計画、なかなかすばらしい前向きな、段階的なアプローチをしていただいたなというふうに私は感謝をしております。

この件につきましても、要するに、次回6月議会でまた一般質問させていただきますので、段階アプローチをどのくらい進んだのかということをお聞きしますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。議長、この件について、これで結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、4項目め、新庁舎建設計画についての御質問にお答えいたします。

新庁舎建設事業に関連し、議会より新庁舎建設特別委員会最終報告書を議会の総意として町に提出していただき、ありがとうございました。これを受けまして、先日2月20日の全員協議会におきまして、新庁舎建設基本計画案を策

定し、議会に説明をさせていただきました。

新庁舎建設事業は、財政危機改善計画案の中で説明させていただいたとおり、来年度からすぐに設計に入ることは難しく、中学校の長寿命化工事等の大型工事にめどが立った後でないと取り組めないことは御案内のとおりでございます。

そのような状況から、町民への説明や意見の聴取は、新庁舎の設計に取り組むことができる見通しがついた時点で速やかに町民の皆様にお示しし、御意見を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

財政上の問題で、私も先ほど質問の中で言いましたが、新庁舎建設に取り組めないことは一定、一定ですよ、理解はできます。しかし、30年以内に南海トラフ大地震が70%が80%に今度上がったわけでございます。それで、町民の生命、財産を守るべき町が大規模災害が発生時に生命を守る救助などの活動すべき、そこに今、耐震補強していない今の庁舎、本庁舎にしろ、そこにいてる職員が、もしもの大きな犠牲があった場合、果たして災害対策本部はでき得ない、また、それに対して公務員としての住民の生命・財産を守ることができ得ない立場になるわけでございます。また、町民にこのことについては災害対策本部も機能できないよと、また、可能性があるよと。そこで、町民にこのことについてはね、町長、丁寧にやっぱり説明することが必要であると僕は思います。町職員のリーダーとしての、それが役割ではないかなと思いますので、この問題は大きな問題でございますので、町長の御答弁をお願いを申し上げます。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、新庁舎建設についてお答えをさせていただきます。

議員のお述べのとおり、南海トラフ巨大地震は、今後30年以内に高い確率で発生すると予測されており、災害対策本部として機能し、迅速な復旧・復興を指揮する防災の拠点として整備することが本町の極めて重要な課題であると認識しております。

現在、災害時の避難所となる小中学校の体育館の空調整備にも取り組んでおり、災害時の住民の命を守る取組の必要性も認識をしております。ただ、御承知のとおり、中学校の長寿命化改修も急務であり、これに加えて、新庁舎建設

事業という二つの大型事業がほぼ並行して進められる中、財源や起債の償還、今後の町全体の財政バランスなど、慎重に検討を加える必要があると考えております。

それらの状況を見極めた段階におきまして、幅広く町民の皆様に計画の内容を周知するとともに、御意見を伺い、基本設計を策定してまいります。新庁舎建設は、まさに住民の生命と財産を守るための礎であり、私としては不退転の決意を持って着実に庁舎建設を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○12番

今、町長、住民の生命・財産を守る新庁舎建設は、不退転の決意を持って臨むということをおっしゃっていただきました。そうならば、そうならばですよ、今後、実施設計とかそっちに移るわけですが、そういうソフト的な面におきましては、常に休まず、休まずですよ、いつ、どのような補助対象になるかも分からないこともいろいろありますので、国の政策によって補助対象にならないこととなるようになるかも分かりません。そういうことにおきまして、ソフト面については今までどおり順調に進んでいただき、今後、一日も早く、町長、住民の生命・財産を守る館ができることを御祈念申し上げまして、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午前11時32分)